○農林水産省告示第二千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市長浜町出海丙八の八（国有林）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父市大滝字栃本サラダヲ子五六九五の一二（国有林。次の図に示す部分に限る。）・五六九五の一三（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町山口字良源寺一九四五の三〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字大清水堤谷二九八九の二・字轟キ二九九九の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字平七谷二一七の二六、二一七の二七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字久原字寺谷九四二の二一七、九四二の二二一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　林道用地とするため

○農林水産省告示第二千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町桑原字境口八〇四の五四、八〇四の五五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市洞谷字坂ノ下タ五五六の四・七三七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字福本字ツムギ二の三六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町関金宿字小松谷二四二五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第百五十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年五月三十一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年六月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
105859	板持　正樹	106736	大江由紀夫
106876	石井公二郎	107330	須田　寿一
107398	和木　俊二	209832	山下　泰男
211023	小野　宗利	211620	西田　政彦
211917	佐々木哲也	213549	金子　一徳
213557	川端　義史	213816	吉村　茂樹
213826	石井　孝典	213855	田中　淳仁
213876	安田　尚弘	300090	飯嶋　秀行
300337	花木　浩伸	300357	栗原　晃司
300656	永田　容一	300676	小俣　明彦
400691	川上　陽一	400777	清澤　正
401151	下部　祥之	401239	長岡　力
404982	島田　裕也	405429	指中　孝夫
411483	三上　保	411484	田平雄一郎
411485	牧田　充啓	411486	大磯　毅
411487	長谷川孝明	411488	鈴木　耕
411489	中島　将貴	411490	中野　正義
411491	西　満洋	411492	三島　悦朗
411493	児玉幹一郎	411494	細川晃志郎
411495	伊達　万祥	411496	古澤　毅
411497	橋本　俊介	411498	荘野　純平
411499	中下　幸治		

○経済産業省告示第百五十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十五年五月三十一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年六月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号　（変更後）　（変更前）

404938　諏訪　敦夫　中村　敦夫

○経済産業省告示第百五十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年五月三十一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年六月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号　氏名

104343　藤田　正範

○経済産業省告示第百五十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年六月三日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年六月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号　氏名

206744　近藤日出夫

405864　金永　文平　405866　中村　素清